

<融資申込みについての注意事項>

1 融資の貸付限度額及び貸付期間・信用保証の要否は次のとおりです。

資金名	貸付限度額	貸付期間	信用保証
運 転 資 金	5, 0 0 0万円	7年以内／割賦返済（融資期間が1年以内のものについては一括返済も可能。1年を超える場合は6か月以内の据置期間を含む割賦返済も可能）	必要に応じて付ける
設 備 資 金	5, 0 0 0万円	10年以内／割賦返済（1年以内の据置期間を含む割賦返済も可能）	
先端設備等導入支援資金	8, 0 0 0万円	15年以内／割賦返済（1年以内の据置期間を含む割賦返済も可能）	必要
脱炭素設備資金	4, 0 0 0万円	10年以内／割賦返済（1年以内の据置期間を含む割賦返済も可能）	

2 次の事項に該当する方は、融資を受けることができません。

- (1) 返済能力がないと認められる方
- (2) 金融機関から取引停止処分を受けている方
- (3) 信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終了していない方
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律規定する性風俗関連特殊営業を行う方
- (5) 市の制度融資を不正に利用した方
- (6) 融資の対象となる物件又は使途等が、法令に違反していると認められる方
- (7) その他市長が適当でないと認めた方

3 次の事項に該当する場合には、融資資金の繰上償還をしていただくことがあります。

- (1) 上記2の各号に該当するようになったとき
- (2) 融資資金を融資目的以外に使用したとき
- (3) 融資を受けた後、当該事業を変更し、又は廃止したとき
- (4) 融資対象となった設備の使用の中止若しくは廃止又は他への譲渡若しくは貸出しがあったとき
（賃貸業又はこれに類する業種で業務上の貸出しを除きます）
- (5) 融資についての虚偽の申告があったとき
- (6) 不正の手段により融資を受けたとき
- (7) その他、平塚市中小企業制度融資要綱に違反したとき